

## 建設業者監督処分簿

### 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	泉建設工業株式会社	代表者氏名	杢名 末夫
主たる営業所の所在地	愛知県安城市和泉町上之切 1 3 6		
許可番号	愛知県知事許可（特・般-23）第17255号	許可を受けている建設業の種類	土、と、管、ほ、水

### 2. 処分に関する事項

処分年月日	平成26年3月26日	処分を行った者	愛知県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)		

#### 処分の内容

##### 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止

- 1 停止を命ずる営業の範囲  
土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業
- 2 停止を命ずる期間  
平成26年3月27日から平成26年3月29日までの3日間

#### 処分の原因となった事実

平成25年1月9日、安城市内の用水付替工事において、労働者が掘削溝内で作業中、崩落した土砂が身体に直撃するなどし死亡する災害が発生した。掘削溝は、掘削面の土砂が崩壊する危険があったにもかかわらず、土止め支保工を設置する等、危険を防止する措置を講じることなく作業を行わせた。

このことが労働安全衛生法に違反し、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

#### その他参考となる事項